

公 告

(参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構筑波センター（JICA 筑波）が、2019 年度から実施する予定の案件に関し、別紙のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA 筑波 研修業務課（電話：029-838-1744、担当：本村 美紀）宛にお願いします。

2019 年 7 月 3 日

独立行政法人国際協力機構
筑波センター 契約担当役
所長 渡邊 健

2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」の 業務委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構 筑波センター（以下「JICA 筑波」という。）は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ブータン国から研修員として日本に招いた「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」のカウンターパートである、ブータン農林省農業局バジヨ農業研究開発センターの園芸作物全般の試験研究・栽培・普及に従事する人材に対し、所定の案件目標を達成すべく、日本の果樹・園芸作物および野菜の栽培管理に関する必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社 自然塾寺子屋（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、群馬県甘楽町をはじめとした群馬県内で事業を展開し、行政との協働で人材の育成、人材活用の場づくり、ネットワーク構築を行う先駆的な団体の一つであり、日本における中山間地域での農業（果樹・園芸作物および野菜の管理栽培分野含む）に関する知見・経験を豊富に有している団体です。また、青年海外協力隊の経験を活かして「国際協力を柱とした地域振興」を目指し、開発途上国から地域開発を学びにくる研修員を受け入れるなど開発途上国と日本を繋ぐ事業を行っています。また、ブータン中西部の園芸農業に関する情報収集調査の実績や、2017 年度、2018 年度にも類似のブータン国別研修の受託実績等もあり、ブータンにおける園芸農業の現状についても豊富な知見を有する団体であることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」研修業務委託契約
- (2) 業務の目的：2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」の実施
- (3) 業務の実施方針及び留意事項：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 業務内容：研修委託業務概要（別添）のとおり
- (5) 履行期間：2019 年 9 月 16 日から 2020 年 1 月 17 日まで

2 応募要件

(1) 基本的要件：

- ① 公示日において平成 31・32・33 年度全省庁統一資格若しくは平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格保有者」という。）であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、競争に参加する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平

成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。

ア. プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

ウ. 資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該相手方との契約手続きを進めます。

エ. 契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。

エ. 応募者又は応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 応募者又は応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

① 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4 サイズ、1~2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

② 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3. 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、参加の意思及び上記 2. に掲げる応募要件を満たすことを証明するため、次に従い、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

* 提出書類について：各種フォーマットは下記(参考)にある URL から入手ください。

(1) 上記 2. (1) ①に該当する全省庁統一資格者である者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 全省庁統一資格審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式 2)

(2) 全省庁統一資格者でない者で、当機構による競争参加資格簡易審査を受けている者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 競争参加資格確認申請書

注：情報シートの提出は不要です。フォーマットの「本部契約担当役 理事」を「JICA 筑波センター契約担当役 所長」とし、「(国契-〇〇-〇〇〇)」は削除ください。

③ 当機構競争参加資格簡易審査結果通知書(写)

④ 誓約書(様式 2)

(3) 全省庁統一資格者でないもので、当機構による競争参加資格簡易審査を受けていない者

① 参加意思確認書(様式 1)

② 簡易審査申請書(様式は JICA 筑波担当までお問い合わせください)

法人名、代表者役職名、代表者氏名、本店住所は登記事項証明書と同一の記載とすること。

③ 登記事項証明書(写)(発行日から 3 ヶ月以内のもの)

法務局にて発行の「履歴事項全部証明書」。

④ 財務諸表(写)(決算が確定した直近 1 ヶ年分のもの。法人名、決算期間が記載されていること)

貸借対照表、損益計算書を含む、法人名および決算期間が記載されているもの。設立して間もない法人で最初の決算を迎えていない場合は提出不要。

- ⑤ 納税証明書（その3の3）（写）（発行日から3ヵ月以内のもの）
- ⑥ 誓約書（様式2）

なお、提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で利用することはない。また、一旦提出された申請書等は返却しない。

（参考）競争参加資格確認申請書

- ・ 国際協力機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/index.html>
- ・ 競争参加資格確認申請書フォーマット
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html>

4 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2019年7月17日（水）午後4時まで
	提出場所	〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6 （独）国際協力機構 筑波センター 研修業務課 電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776 担当：本村 美紀
	提出書類	上記3. 競争参加資格の確認等 参照
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年7月19日（金）
	通知方法	郵送
(3) 応募要件無しの理由請求	請求期限	2019年7月24日（水）午後4時まで
	請求場所	上記（1）提出場所と同じ
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2019年7月31日（水）
	回答方法	郵送

5 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記4（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：独立行政法人国際協力機構 筑波センター 研修業務課
電話 029-838-1744 ファクシミリ 029-838-1776
本村 美紀 (Motomura.Miki@jica.go.jp)

以上

20XX 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター契約担当役
所長 渡邊 健 様

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名) 印

2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」に係る参加意思確認公募
について、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加
意思確認書を提出します。

記

1 法人概要

※法人概要について記載（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付
してください。）

2 応募要件に関する記述

(1) 基本的要件：

※公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載してください。サイズ：
A4 縦、記載しきれない場合は別紙添付でも可。

※「3. 競争参加資格の確認等」* 提出書類についてを参照し必要書類を添付して
ください。

(2) その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる
証明書を提出してください。

(3) その他組織概要等のわかる資料を添付してください。

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
筑波センター
契約担当役 殿

2019年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」コースの実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名

役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者又は役員等（実施団体が個人である場合にはその者を、実施団体が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員（暴力団員ではなくなったときから5年を経過していない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- ウ. 競争参加者又はその役員等が自己、競争参加者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- エ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している。
- オ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- カ. 競争参加者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- キ. その他競争参加者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体

制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以上

2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」コース 研修委託業務概要

1. 研修コース概要

(1) 業務名 (研修コース名): 2019 年度ブータン国別研修「園芸作物栽培」

(2) 案件目標及び単元目標

【案件実施の背景】

ブータンの農業は、GDP に占める割合は約 17% であるが、就業人口に占める農民の割合は 2012 年には約 62% (総人口約 71.3 万人のうち 42.9 万人) であり、国の基幹産業である。貧困層の 98% は農村部に居住しており、農業を最大の収入源としている。農業から得られる現金収入の 9 割以上は園芸作物によるものであり、貧困削減対策のうえでも園芸農業振興は重要である。

しかしながら、急峻な地形により耕作地が国土の 2.9% と限定されていることに加え、市場や道路などのインフラが未整備であるため、販売を目的とした商業的農業は限定的である。

JICA は特に開発が遅れている東部地域を対象に、2000 年～2015 年に個別専門家、技術協力プロジェクトと支援を行い、東部地域における園芸作物の研究開発と普及の体制が強化されてきた。

他方、中西部地域は、園芸作物の一大消費地である首都ティンプーにより近く、園芸農業のポテンシャルが高いにもかかわらず、園芸農業振興のための基盤整備が遅れており、当該地域における園芸作物の試験研究実施体制構築や良質な種苗生産体制の構築を強化するために支援が必要とされ、ブータン国中西部地域園芸農業振興プロジェクトを、2016 年 1 月より 2021 年 1 月の予定で実施している。

このプロジェクトは、近隣国に無い高地気候を生かした市場性の高い園芸作物の開発導入を通じて農家の収入向上を図ることを目的としており、その対象作物は、高地野菜、在来柑橘、柿・梨等の暖温帯落葉果樹である。

園芸作物栽培は、穀類などと異なり、比較的高度な栽培技術が要求されるが、同国の園芸作物は一部野菜・在来柑橘を除きその栽培の歴史は浅い。

プロジェクトの拠点となるバジヨ農業研究開発センター (ARDC Bajo) およびミトゥン支場 (ARDSC Mithun) は中西部に位置し、国内の 4 農業研究センターの中ではこれまで主に穀物を中心にしてきたことから、園芸作物の研究・栽培普及に関わる実績は殆どなく、職員数も少なく圃場設備も不十分である。

プロジェクト開始以来圃場および関連設備の整備を進めるとともに、実際の栽培作業を通じて個々のカウンターパートへの技術移転を行っているが、センター全体の活動計画の取り纏め、運営管理は脆弱である。

このため地域の農業開発の拠点センターとしての研究および普及体制構築と事業計画の取り纏め・運営管理を担う管理職の育成、およびプロジェクト対象 4 県の普及員および農家に技術指導を行う職員の育成が急務となっており、柑橘や落葉果樹、野菜栽培・種苗生産の技術指導を行える人材の育成が急務となっている。

【案件目標】

園芸作物栽培に関する基礎的な栽培技術と実践的な指導手法を修得する。

【単元目標】

目標1：幅広い園芸作物（野菜・柑橘・落葉果樹等）の栽培技術の試行・改良ができるようになる。

目標2：質の高い園芸作物栽培・増殖および種苗・苗木生産を実践できるようになる。

目標3：農業普及員および農家に対し、現場レベルでの実践的な技術指導ができるようになる。

（3）業務（研修）実施方法

全てのプログラムは英語で実施する。原則として研修監理員は配置しないが、通訳が必要な場合は、JICAが研修監理員を配置する。

① 本邦プログラム

ア) 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。

イ) 演習・実験／実習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認ができるようにすると共に、応用力も養えるように工夫し、帰国後の実務により役立つことを目指す。

ウ) 見学・研修旅行：

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社（メーカー）等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

エ) レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるように指導する。

② 研修付帯プログラム（JICAが実施するプログラム）

ア) 集合ブリーフィング（0.4日）

来日時の事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を通常来日の翌日に実施する。

イ) プログラムオリエンテーション（0.1日）

技術研修に先立ち、コースの目的・日程・内容及び方法等につき、説明の上、周知徹底を図り、併せて研修員の要望等を徴取する。

ウ) 評価会・閉講式（0.5日）

研修の修了に際し、研修全般の効果を確認し、また今後の研修改善の参考資料とするため、研修員から研修の内容、その他について意見を聴取する。また評価会実施後に、同研修場所にて修了式を実施する。

(4) 業務対象となる研修員

- ① 定員：2名
- ② 研修対象国：ブータン国
- ③ 対象組織と対象者：バジヨ農業研究開発センターのカウンターパート

(5) 研修受入期間：2019年10月10日から2019年12月7日まで

(6) 業務実施場所：JICA 筑波、茨城県および近隣県

(7) 契約金額 機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

2. 業務の範囲及び内容

上記1.(2)の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ コース評価要領の作成
- ④ 研修員選考会への出席
- ⑤ JICA 筑波、その他関係機関との連絡・調整
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ コースオリエンテーションの実施
- ⑧ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑨ 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- ⑩ 各種発表会の実施
- ⑪ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑫ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑬ 一般来訪者の施設見学等、市民参加協力事業に関連した業務への協力
- ⑭ その他、国際協理解、民間連携等 JICA 筑波が推進している業務への協力
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、見学の評価
- ⑲ JICA 筑波への講義テキスト提出

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- ① 講師・実習先の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書等の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認・手配
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- ⑤ 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑥ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認
- ⑦ 講義等実施時の講師への対応
- ⑧ 講師謝金の支払い

- ⑨ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑩ 講師（ないし所属先）への礼状の作成・送付

(3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 見学先の選定・確保と見学依頼文書あるいは同行依頼文書の作成・送付
- ② 見学先への引率
- ③ 見学謝金等の支払い
- ④ 見学先への礼状の作成と送付

以下は、上記（1）～（3）に加えて行う業務

(4) 本邦プログラム事前準備/事前プログラムに関する事項

- ① 事前プログラムに関する研修員からの問い合わせに対する対応
- ② インセプションレポート内容の分析及び同レポート精度向上のための来日予定研修員への追加情報提供・追記依頼及び調整
- ③ 研修評価項目・評価基準等について JICA 筑波と調整・確認

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、以下のとおり指定された期日までに提出するものとする。

提出書類	提出期限
業務完了報告書 経費精算報告書	2020 年 1 月 7 日

4. その他

JICA 筑波は、研修実施の運営にかかる通訳等の支援業務、ならびに教材・テキストの翻訳・製本、或いは研修員等の研修旅行の手配については、別途機構或いは機構が指定する業者を通じて行う。したがって、研修実施にあたっては、本業務受託者は必要に応じ、これら関連する団体等との調整を行うものとする。

以上